

第二十六回 参議院建設委員会会議録第三十一号

昭和三十二年五月十日(金曜日)午後三時十六分開会
出席者は左の通り。

委員長 理事 石井 桂君 中山 福藏君
西田 信一君 田中 一君

委員 藤浦 鹿藏君 小山邦太郎君 斎藤 昇君 中野 文門君 武藤 常介君 大河原一次君 北 勝太郎君 村上 義一君

國務大臣 開發部長 稲田 俊雄君 宇田 耕一君

政府委員 経済企画庁 国務大臣

建設政務次官 建設省計画局長 町田 稔君 建設省道路局長 富樫 凱一君

事務局側 建設省住宅局 鬼丸 勝之君 常任委員 会専門員 武井 鶯君 説明員 小林 忠雄君

建設省道路 局路政課長 三橋 信一君

○本日の会議に付した案件
○日本道路公団法の一部を改正する法律案
○建築士法の一部を改正する法律案
○駐車場法(内閣提出、衆議院送付)
(田中一君外二名提出)
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福藏君) ただいまより
委員会を開会いたします。
日本道路公団法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず本案の逐条の御説明を政府委員からお願ひいたします。

○政府委員(富樫凱一君) 日本道路公團法の一部を改正する法律案の御審議を願つておるわけですが、この改正は、日本道路公團の業務の範囲に次に申し上げます業務を加えることが一つでございます。

その一つは、高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定められるものの建設及び管理を行ふことであります。第二は、高架の有料道路の新設または改築と一体として建設するこれが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該道路の新設または改築と一体として建設するこれが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設などを、当該道路の新設または改築と一体として建設するこれが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設などを建設することを認めらるる事務所、倉庫、店舗以外のものを考

ます。これが公團の業務の範囲に加えられます業務でございますが、このほかにこの業務を適正に行わせるために、政令で業務を行う場合の基準を定めることをいたしております。公團はこの基準に従つて業務を行わなければならぬものとされております。

それから改正の第三は、不動産登記法及び政令で定めるその他の法令の適用について、日本道路公團を国と同様に取り扱うものとしておるのでござります。以上申し上げました三つの点が、この公團法の一部を改正する点でござります。

○委員長(中山福藏君) それでは、御質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○石井桂君 ただいまの説明のうちで、第一の休憩所、給油所その他の施設とありますか、その他の施設で今予想される施設はどんなものがありますか。

○政府委員(富樫凱一君) その他の施設で、政令で定めるものがただいま予想いたしておりますのは、簡単な自動車の修理工場でございます。

○石井桂君 いろいろこう道路公團のやる仕事にいろいろものを付加するためには、将来利権問題が出て、そういういろいろなみにくい行為の温床になるようなおそれがあるということを心配している向きも非常に多いんですけど、そういうことを防ぐのにどういうふうな御用意がござりますか。

○政府委員(富樫凱一君) この公團がこれらの業務を実施いたしまして際におきましては、この管理基準につきましては、この政令で定めることになっておるわけでございます。まだその政令は今検討中でございますが、その政令は次に申し上げるようなことを骨子にして作りたい考え方でございます。

その一つは、管理の原則でございまが、高速自動車国道に付帯施設とし

者に賃貸あるいは経営の委託をする考え方であります。しかし第三者がそういう申し出をしない場合も予想できますので、そういう場合には例外的に公團がみずから經營することに答えておるわけであります。また高架の下の利用につきましても同様に第三者に賃貸する考え方であります。

次に契約締結の方法でござりますが、契約の締結に当りましては、公開競争契約の方法によりたいと考えであります。その方法で相手方を決定して、賃貸借または経営委託の契約を締結する考え方でございます。

詫の期間は三年から五年以内にしたいと考えでございます。

たいということを考えておるのであります。ですが、施設の使用者は、公團の承認がなければその施設を指定された目的以外の目的に使うことができないことがあります。それから原状の変更についても制限を加えることといったいたしたい考えであります。そこでいたしたいと考えでございまして、各種施設の使用者は、公團の承認がなければ当該施設の原状を変更し、またはこれに他の物件を付加することができないようになりますが、施設の使用者はその施設に関する経営貸しし、またはその施設に関する経営権を譲渡してはならないことにいたしたいと考えてございます。

ては爆発あるいは破壊しやすいもの、その他公團が危険と認めるもの、または臭氣を発するものを取り扱い、また人に迷惑を及ぼす行為をしてはならないことにいたしたいと考えであります。それから次に、これらの施設についての立ち入り調査でございますが、危険の防止その他公團において必要と認

めた場合で、公園の職員が各種の施設の中に立ち入って当該施設の状況、取扱い物件その他について調査することができるようになりたいということを考えておるわけでございまして、その場合には、施設の使用者は正当な理由がないくてその立ち入り及び調査を拒絶することができるないことといたしたいたい考へでござります。

以上が使用関係の規制でござりますが、次に契約の解除についても規定い

たしたいと考えでございます。契約の当事者が被差産の宣告を受けたり、また契約の当事者が禁治産または準禁治産の宣告を受けたり、また契約条件に違反し、その他契約の当事者の不履行行為が契約関係を繼續することができないと公団が認めたとき、かようなときには各種施設の賃貸または経営委託の契約を解除することができる」といたしたい考えでございます。これは契約の解除について申し上げたのであります
が、次に賃料及び委託料の基準でござります。

使用の実績に応じてその額を定める方
法も考えたいと思っております。
以上が契約条件の内容でござります
が、また給油所等に閑しましては、契
約の制限もいたしたいと考えでございま
す。この給油所が独占されることのな
いように、同じ銘柄のガソリンを販売
する給油所の数が高速自動車国道にあ

る給油所の総数の一定割合をこえる場合には、その契約を締結できないようにならないと考へておられます。また、同じサービス・エリアの中でも、同じ商標のガソリンを販売する給油所が二つ以上ないようになると、契約を締結いたしたいと考えております。これは、休憩所等につきましても同様でございまして、給油所に準じた取扱いを考えたいと思つております。

○石井桂君 今私がお聞きしたこと
は、たとえば例を給油所にとります
と、要綱の一に書いてあるところによ
ると、日本道路公団がみずから手で
やることが原則なんですね。そして、
それを第三者に賃貸することもあるよ
うになつておるわけでしょう。

○政府委員(宮澤謙一君) 今御説明申
し上げましたのは、逆でございまし
て、この原則は、第三者に賃貸あるい
は委託するということでござります。

○村上義一君 今の質疑に関連してお
るんですが、休憩所、給油所そ
の他の施設、まあ簡単な修理所その他
の施設の意味でありますか、今お話を
聞きますと、原則として公団みずから

味は、賃貸もしくは經營の委託で処理していくと、こういうお話を伺いました。なお、この休憩所というものは、大体どういったような施設を予想しておられるんですか。洗面所その他あるいはまた飲食物の提供ということをお考えになつておるのでですか。

きましては、洗面所のほかに、簡単な食事ができるような施設を考えておるわけでございます。

思はんですが、しかし、実際問題としてはこれが実行できないケースがもうひんびんとして起る。いかにまず最初の賃貸契約者あるいは経営の委託者との契約には、契約書には厳格な文句になつております。その人と第三者との間に別個の契約をして、この賃貸権を、また、貨物物体を転貸する、あるいは経営権を委譲するということになりますと、どうも善意の第三者は対抗できないという趣旨で動きがとれぬというのが、もう今日、国鉄のガード下はそれで悩み切つておるんですけどから、これは元来こういう場合に権利金を徴収するという建前をおとりになるのですかどうですか、まず伺いたい。

○政府委員(宮澤凱一君) 今のところは、権利金としては敷金程度を考えておるのでござります。

これが一事に暮れ、かくして中止したが、それが権利金と密接な関連があるんですね。でも、第三者に委譲するという場合にはそういうもののを引つ込めておつて、ただ甲の貸借者あるいは経営者から乙に委譲するという契約をした場合には、これはいかんとも仕方がないのぢゃないかと思う。(笑) 実はこういう

場合に、権利金を取るだけ取るというのが私は至当じゃないかということを思はんのですがね。今直ちにここでお考えを変えられるということはこれはできますまいが、さらに十分慎重な御検討が願いたいと思うのです。ここからいろいろのスキヤンダルが起つてくることはもとなんですから。

なお、十九条に付加する事項のうちで一号、つまり「事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、「建設

○政府委員(高橋凱一君) その通りでござります。

○村上義一君 その点に行きますと、なおさら私は相当な権利金を徴収されることが最も策の得たものと思うのであります。しばらく御研究におまかせしたいと思います。

○政府委員(高橋凱一君) お話を点も、十分私ども心配しておりますところでござります。で、先ほど御説明申し上げましたが、賃料料あるいは託送料をきめます際に、これは最も適正な価格にしたいという考え方でございますが、特に日本国有鉄道の場合にはその料金が安かつたというようなことも聞いて

おるのでございます。これをきめます場合は、國有鉄道では先般日本国有鉄道土地建物貸付規則というものを作りましたが、これを参考にいたしましたので、この考え方での管理基準の政令を作りたいと考えておるわけでござります。

○村上義一君 なお、前刻お話しの給油所についてであります、これについて石油販売業の方面でもいろいろの想像のもとにいろいろの意見を開陳しているようであります、ただいま伺いますと、独占せしめないような方法もとるという、そらしてこれは原則としてやはり委託經營をせしめるといふ御意図のようであります、その相手方は大体どういう法人を、あるいは個人をお考えになつておるのでござる。

○政府委員(宮澤凱一君) これはやはり公開競争入札の方式によりたいと

思つておりますが、各石油販売会社等を対象に考えておるわけでござります。

なお独占を禁止する場合に、一つの会社が引き受けられる給油所の数、これ

は全体の二〇%あるいは二五%くらい、アメリカではそのような割合をとつておるところが多いようであります。

○政府委員(宮澤凱一君) まだそこまで検討いたしておらぬのでござりますが、まあ大業者ばかりに限るわけにも

いくまいと考へておるわけでござります。

○村上義一君 もちろん御承知のこと

だと存じますが、大業者みずから經營

しておるという実は場所は少いのでござります。

○村上義一君 さあ、きわめたりようたる

もので、多くは自分の系統の中小企業者をして、看板は自分の看板を出さし

め販売しておるというのが今日の普通

であるようだと思つておるのです。

そしてこの場合には、大業者に經營せしめるとい

うことになれば、もう当然その系統の

中小業者につまりさらには再び委任經營

せしめるという形式になると思うので

すが、それらの点については差しつか

えないといふお考へでござります。

○政府委員(宮澤凱一君) 元流が契約

しまして、それで各給油所について代

理者に代行させるという方法をとりた

ります。

○政府委員(宮澤凱一君) 元流が契約

しまして、それで各給油所について代

理者に代行させるという方法をとりた

ります。

○政府委員(宮澤凱一君) その点ちょっと

お考へしております。

○委員長(中山福蔵君) その点ちょっと

お考へしておるわけではございません

が、お話を点々分に検討いたしまし

て、間違いないようにいたしたいと

考へております。

○委員長(中山福蔵君) その点ちょっと

お考

の場合に、一々委託を受けた後に公団が建設大臣の認可を受けるということとは考えられない、包括委託だと思うのです。そこで私人がそういう構造物を作らうと考えた場合には、道路占用だけ受けければそれで一切のその委託ができるし、公団もそれを受けてやれるところ、こういう法律の建前になつておるのでございましょうか。

○政府委員(富澤凱一君) これは私人の場合には道路占用の許可を得れば、それによりまして公団は委託を受けた、たとえば事務所等の建設をすることができるわけであります。

○西田信一君 そういたしますと、先ほどの御答弁の、建設大臣の認可を受けてこの業務が行えるということとの関連はどうなるのですか。

○政府委員(富澤凱一君) ただその委託を受けて高架の下に事務所等を新設、改築する場合には、その業務について建設大臣の認可を公団はまとめて受けなければならぬのであります。

○西田信一君 公団がまとめて建設大臣の認可を受けるというのは、個々の委託を受けたものを全体ひくくるめて、その何といいますか、たとえば十件ある、二十件ある、百件あるそのもののを取りまとめて建設大臣の認可を受けた上でその委託に応ずると、こういふ御答弁でござりますが、そういう意味なんですか。

○政府委員(富澤凱一君) そういうこととござります。

○西田信一君 この場合に、新設または改築を一体として建設する事務所云々というふうになるわけでございますが、その財産区分はどういうふうになるわけでございましょうか。

○政府委員(高橋赳一君) 私人の委託をする」といふ、「一体」と言いましても、これは同時にやるという意味だと思ひますけれども、財産区分は明確にならぬかなどうかということですね。その点は、どういうことになるのか。結局もつと、平たく言ひますと、高架の下だから根も要らない、柱も要らないといふことになると思うのですが、その実際の財産の区分はどこでつけるのかといふことです。

○政府委員(高橋赳一君) 高架道路として新設あるいは改築されるものは、これは道路として作られるわけでござります。それに建築物として付加して作られるものが、これが私人の場合には委託に基き公團が実施できるわけであります。ですが、でありますから、私人の財産となるものは道路の構造物に付加して作られたもので、これが私人の財産になるわけであります。

○西田信一君 そういう委託によるところの事務所その他の建設したその人は、道路占用料等を支払い、そりでその建築費の支払いをすれば、それは永久に自分の所有物として、財産として事務所あるいは店舗等を營業に永久に使える。こういう権利が生ずるわけですか。

○政府委員(高橋赳一君) その通りでございます。

○西田信一君 その場合、何か先ほどは、敷金という、それは権利金であるか敷金であるか明確でありませんが、そういうものを取るということであります。

用料だけでそういう施設を持てる、しかも他の建築物に比べては屋根も要らない、柱も要らない、ほんのちょっとだけ足せばできるというのであります。そういうことでは非常にこれは希望者が多くなると思いますが、その場合に何か別途占用料以外にその建設費の一部を持たせるとか持たせないとか、持たせるとということを考える方が適当ではないか、という気もいたすわけでござりますが、そういうお考えはお持ちになつてないでござりますか。

○村上義一君　関連質問。なお今のようなお話もありまするし、特に付加して施設したといふもののだけの経費で占用を許されるという趣旨であるとすれば、非常な問題が起つてくると思ふのあります。で、先刻例にとりました国鉄高架線下でも、大体あれに坪五万円でも権利金は安い、という場所もあつて、こういう高速度の道路の下でありますから、ずいぶんいなかもあります。これはもうシビック・センターの高架鉄道なんかの下とは趣きを異にしておりますが、しかしそういう場所もあるだらうと思う、またこれに準ずる場所も。そういう所ではやはり高架線の、高架道路の下が坪二万、三万といふ種類のある所もできてくるのはすなうです。従つてこれに付加施設を認めても占用せしめるという場合には、これは相当な権利金を私は取るのが常識だと思います。ついでに申し添えます。

路でもできておらず、そらしてこれがなかなかやろうというときに、こういう利権の争いが起つたのです。それでどうな法律を何ゆえにこんなに早く提出したのですか。何か公團の立場から要望があつてやつたのか、あるいは道路局で先物買いでこういう準備をやつたのか、どちらです。

○政府委員(富澤凱一君) 先ほど西田先生、村上先生のお尋ねでございましたが、これはお話をのようにその点が必ず配されるわけであります。私どものただいま考えておられますのは、こうしたう場所の占用につきましては、特に上用料を適正なものに考えていただきたいといふ考え方でござります。

それから岩沢先生のお尋ねのなぜ角道に着手するわけでございますが、さしあたり本年度は用地の買収でござります。この用地を買収いたしますときに、この高遠国道に付帯して施設されるもの用地もあわせて取得しておきます。この用地の必要があるので、特に公團法の改正をお願いしたわけでございます。

○西田信一君 適当な道路占用料を取ることによって、まあ御答弁にはなつかつたが、建設費の一部を負担せねばならないというお考えのよう伺うのでござります。そのように解してよろしくうござりますか。

○政府委員(富澤凱一君) それは占用料の方は、その占用料から建設費をとることによって、まあ御答弁にはなつかつたが、建設費の一部を負担せねばなりません。ただその付近の似た所と比較いたしまして、バランスのとれたものに占用料をきめていくという考え方でござります。

○西田信一君 今村近のものと均衡のあります。それが何と均衡をとるか、他の道路占用料と均衡をとるといふのです。
○政府委員(高橋勲一君) 他の土地の価格、あるいは土地の賃貸料と均衡のとれたというつもりでございましたが、ちょっとと言葉が足りませんでしたが、そういう意味です。
○西田信一君 私が先ほどから申し上げておりますのは、土地の価格に相当した占用料ということは、これは普通の占用料の考え方です。普通の占用料は、そなつておる。しかしながらそういう構造の一部を利用するという、その利用料といいますか、利用するのであるからして、そういう普通事務所を作らなければもつとかかるけれども、そういうものを利用することによって非常に安くいくと、いろいろことを考えられますので、そういう点を何らかの形で負担をさせるという必要がないか、そういう考え方に基いてお聞きしているわけなんですね。そういうお考えはお持ちになつておりますませんか。
○政府委員(高橋勲一君) これはどちらも落しまして申しわけないのでですが、この建設費につきましては、付帯して設けたいと、これは私人が出して、その委託で公団がやるわけであります。が、そのほかに出しますものは、占用料とこの占用料も取るつもりでおるわけです。
○西田信一君 使用料というのは何の使用料ですか。
○政府委員(高橋勲一君) 占用料の中には、使用料と考えられるものを含めると、いうことです。

○西田信一君 そうすると、私が先ほ
ど申し上げておりました占用料だけでは
は安過ぎる、むしろそういう構造の一
部を利用するのであるからして、その
構造物の利用料といふか、使用料、そ
ういうものを含めたものを徴収したら
どうかといふ意味でお尋ねをしたので
すが、私がお尋ねした趣旨のようなこ
とをお考へになつておる、このように
理解してよろしいのですね。

○政府委員(高橋謹一君) この占用料の中にその利用料といいますか、そういう利用に関するものを含めて占用料をきめるという考え方でござります。

○西田信一君 最後にもう一べんお聞かせしますが先ほど委託を願い出る、あるいは委託の申請をする場合には、手続としては占用の許可を受けておればよろしいのだ、こういうことでございましたが、また一面御質問の中に、この建設の委託を受ける場合は公団は一括して建設大臣の認可を受けてやるのだ、こういう御答弁がございましたので、そうしますと、申請は個々に行われる、その場合には道路占用の手続はするけれども、認可を先に与えるのか、あるいはまた一括して、そういう申請があつたならばそれを建設大臣の認可を受けたのちにその占用を許可するのか、そのところがどうも前後しておるよう思ひのですが、これは実際にどうしたことになりますか。

おきましては、それぞれの道路管理者があるわけであります。まず道路管理者に道路の占用を願い出まして、その者に道路の占用の許可を得ることが先でござります。占用の許可されたものが建設について公團に委託を申し出ましたときは、公團はそれを取扱いたしまして、そのものの委託を受けるわけであります。それを一括して建設大臣の承認を受けるということになるわけであります。

○岩沢忠泰君 先の御答弁で、用地の買収のときに高速度国道に付帯して付設される用地も一緒に買わなければなりません。

らぬから、こういふものを作ったといふのであります。が、公團法の第一条を廣義に解釈すれば、わざわざこんな法律は出さなくていいじゃないですか。第十九条に一号から五号まで書いてあるのに、もう一べん給油所とか、その他を建設、管理を行うということになる。この公團法の第一条、あるいは第十九条をそのまま牛かせばいいのじやないですか、利権を伴う疑惑を起します法律のよう私には見えるのですが。よほど工事が進んで後公團が十分研究して、先ほどの村上さんの主張に対しての答弁では、今後十分調査するというような、ます非常に未熟な点を加味してこの法律が出ておるのだから、今すぐ出すといふのはあまり早過ぎると私は思うのです。どうしてこれを急速に出したのかわからぬ。もつとはつきり言つてくれませんか。第一条を廣義に解釈すれば十分運営ができるですよ。

○政府委員(高橋凱一君) 私どもの考

えでは、この第一の解釈でこの付帯施設を含めることは無理と考えたわけ

であります。第一条には、日本道路公団は、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設等、というようなことがありますて、「この道路を作る等、これが目的でござります。この給油所、休憩所を設けるに至りましたのは、高速自動車国道からきましたので、高速自動車国道を円滑に運営するために、給油所、休憩所がぜひとも必要になつて参るわけであります。

ますから、それを付帯施設といたしますから、わ
けでありますて、この一条だけが紹
油所、休憩所等を読むことはいかがか
といふことで改正を考えたわけであ
ります。

○岩沢忠恭君 その第一条には「その他の管理を総合的かつ効率的に行う」と等によりて、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。」とあります。この項目で十分この法律はカバーできると思うのです。非常に狹義にあなたは考えておるから、この法律が要るのだろうと思う。円滑に自動車国道を運営するという意味においては、自然的に給油所とか何とか何と書いてあるのだから、根本は僕はまだ時期尚早だという一語に尽きると思う。というのには、もつと研究する題目が非常にこの法律に包含されておるのですから、本來やってやる必要がないということなんですよ。

て、どうしてもこういいうものは建設の当初において考えて置く必要があるということから、この改正をお願いいたします。それから第一条の「新設、改築、維持、修繕」の他の管理を総合的かつ効率的に、これはその他の管理の中に、給油所を含めるのはいかがかかるといふことは休憩所を含めるのはいかがからず考えるのでござります。これは公園に

有料道路の新設、改築から、その他の管理を総合的に行って、円滑な交通を寄与するということになつておるわけですがございまして、これだけから給油所

あるいは休憩所等を管理の中に含めようとしているのは、ちょっと疑問がござりますので、このような改正をお願いします。

○岩沢忠恭君 多分まあそらだらう。私は思うのだけれども、しかし、こというまでも十分研究をしておらないところよりもなときに、「この目的は、交通を円滑にする」というのが、公團法の第一條にはつきり言っておるのでから、そむかくも一時的にも利用して、運営によつてこれが処理できる、こらいらふらに私たちは思ふがね。そこで根本は狹義に解釈するのと、僕のように広義に解釈するのと、さつきから言つたように給油場を公團で作つて、これを委託経営を原則としてまた云々といらうやうなものとそれから高架道路の下の商店とかあるのと、はその他に利用さずといらうやうな権利の売買といらうやうなものについてくるような非常に利権の根源といいますか、こういつたものにならぬものを今すぐやると、まだ仕事ができるしないのに、こういう法律ができるといった。そうするとどういうふうなもの

ができるのだろうか、われ勝ちにあ
手この手いろいろなことをする、
ういうことになつて收拾できなくな
ということを私はおそれておるの
す。ですから仕事が相当進むまでに
そういうふうなことを十分研究
して、それでやるということをいい
じゃないか、こう私考えておるの
す。それで給油所のことときは、これ
きっと公団の直営でやるといふこ

は、たとえば神戸と名古屋の間は百
十キロであるから、これで大体十何
所か、あるいは十四、五カ所ぐらい
ればいいのだといふようなことで、

定個所を選択して、そしてやるのという意味からこれは出たのじやないかと私は思うのだけれども、そうでもないと、どこでもかこしても給油所をな希望してくるというようなことをあっては、收拾つかなくなるから、を限定する意味においてやる。それ外は許さないのだ、そういう意味にいてこの給油所のやつを直営でやつんだと、こう思うのですけれども、かし、今度の高速国道法によつて、これは公団で当然やるのだということになつておる。しかも建設大臣の権限全部委譲しているのだから、もし民間が給油所を出願をした場合においては、適当な候補地を公団の方でできて、この個所は許す、この個所はだだということで、所定の十カ所なりあるいは十六カ所ぐらいのものを民間やらしても、この目的は達するのじやいか、かえつて公団をやつて、建物をしないいろいろなトラブルが起るとい

払いということになりますが、その時期に間に合いますように、委託者の方から公団が金を受け取つてこれを払つていくという格好になるわけでござります。それから登記につきましては、これは委託いたしました者の名義で登記するということになるわけでござります。

○委員長(中山福蔵君) そうすると、あなたの方で請負契約の代行をしておられるということになるのじゃないですか。大工とかそういうものが建築するのですから、代行をして、いわゆるこの建築屋に建設させるということになるのじゃないですか。そこはどういうふうになるのですか。

○説明員(三橋信一君) その点はただいま建設省で地方建設局が委託を受けやつております。その例に大体同じにならうと思います。これは何か県知事の委託に基いて請負会社何某との請負契約を締結する、ちょっと例としては悪いかもしませんが、第三者のためにはその請負契約を結ぶというような格好の契約になつておるのであります。

従つてこの公団の場合にも、ただいまお言葉の中にはありました代行すると申しますが、そういうふうに実際上の格好はそなうなると思います。

○委員長(中山福蔵君) これは将来頻々として訴訟事件が起ると思うのですが、その点を法律上明確にしておかなければ、いわゆる地上権といふものを設定しなければこれは設備ができぬわけです。そうすると、当然法律上賃貸契約がそこに生まれてくるんじゃないと、非常な手落ちになつてくると思いませんが、そういう事情が懸念がございますので、なお後日御検討下さる前になりますと、それからこの建設が終つて私人の名前になるということになりますと、そ

の土地は、その設営物の下にある土地といふものは、普通のことは民法上の賃貸借二十五カ年という最低ですね。していくといふことになるのですか、その記するということになるわけでござります。

○委員長(中山福蔵君) そうすると、あなたの方で請負契約の代行をしておられるということになるのじゃないですか。大工とかそういうものが建築するのですから、代行をして、いわゆるこの建築屋に建設させるということになるのじゃないですか。そこはどういうふうになるのですか。

○説明員(三橋信一君) この高架道路の下の利用につきましては、公団がやります際には、公団が取得した土地の上にこれをやるということを考えてお

ります。委託によります場合には、それはここにははつきりいたしておりま

せんけれども、私人の有します土地の上に委託に基いて建てていく、そういう場合のみを実は原則として考えてお

るわけなんであります。従いまして、

○説明員(三橋信一君) たゞいまのお

尋ねの点は、所有権の移転は認めま

す。ただ、その際に、その前提として

占有許可があるわけでありまして、そ

の占用の許可是、新しい取得者がまた

取り直さなくちゃいかぬということに

なります。

○西田信一君 所有権の移転を認め

ることも認めざるを得ないと思

う。そういう場合に、いろいろ弊害が

起きるような懸念があるわけですが、

そういうことに対する何か弊害防止に

ついてお考えになつておられますか。

○政府委員(富澤凱一君) お尋ねの場

合、これは考え方をした場合に、その

条件として最初から認めない、

いえ、それを分割して小間切れで売

ます。それが、占用許可の場合は、

占有の許可を受けて起る問題でありますので、占用の許可をいたしますとき

とは、条件として考えていつたらどうかと

考えます。

○西田信一君 そうしますと、先ほど

の御答弁とまた違つてきなよに思

いますが、占用許可の場合に、将来これを

所有権を移転するとか、ことに極端に

いうふうに思ひます。

○説明員(三橋信一君) そういうふう

に考えております。

○斎藤昇君 この所有権の移転につい

て条件をつけて、その条件に違反した

ような仕方をした場合に、その移転を

無効であります。

○説明員(三橋信一君) 可能であると

ころ、条件として最初から認めない、

いえ、それを分割して小間切れで売

ます。所有権を移転するといふふうに思

う。そこは、条件として最初から認めない、

いえ、それを分割して小間切れで売

ます。それが、占用の許可の取り直しも結

ぶれば、いわゆる地上権といふものを

建つてられたら、土地の賃貸借契約がな

いが、これは言葉に現われておるわ

けですが、その土地といふものの上に

し」と書いてありますね。あなたの方

で取得した土地の上に建設するという

ことが、これは言葉に現われておるわ

に、これが無効のものとして訴訟を起せるかということござりますが、占用の許可をいたします際には、その性質でございますけれども、これにつけていたしたいことの道路法を全ういたしたいと、これに基く条件でござりますので、これに

対して道路法に基づいた措置をすることができると存じますが、ただこれについて無効の訴えができるかどうか、その点については、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○斎藤昇君 それは道路法に基づいた占用権といふのか、使用権といふのか、それのが建物を所有したという點になつて、その道路法に基く処分、処置はできるかも知れないけれども、その移転した所有権は、それは無効だと言ふことはこれは不可能でしょ

う。

○村上義一君 今のお話に関連してなつたのですが、私は前刻も申した通りに、善意の第三者には対抗することはできないと思うのです、どういう契約を第一次に結んでおつても、まあこの道路下の、高架下の利用は千差万別、いろいろのケースが起つてくると思うのです。これらのケースについていろいろの場合が起つたのを括して、権利金取得という問題を前刻申し上げたのですが、いろいろのケースを想定されて、そのケース、ケースそれを、さらにあら一段御検討を願いたいと思うのです。ただ希望だけを申し上げておきます。

○斎藤昇君 ちょっと議事進行。ちょっと速記をとめていただきたい。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中山福蔵君) 速記をつけ

士法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○御質疑のおありの方は順次御発言を願います。——別に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認め

て御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないものと認めます。

○西田信一君 私はこの際、討論を省略して直ちに採決に入らんことの動議を提出いたします。

○委員長(中山福蔵君) それではただいま西田君の御動議がありましたけれども……。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福蔵君) 全会一致であります。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第二百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。よつてさより決定いたしました。

それでは先ほどの日本道路公团法の一部を改正する法律案に対する質疑は次回に持ち越します。

○委員長(中山福蔵君) この際、建築

多數意見者署名 田中 一 石井 桂 稲浦 鹿藏 西田 信一 大河原一次 中野 文門 村上 義一 北 勝太郎 武藤 常介

○委員長(中山福蔵君) 次に国土調査法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○田中一君 前回の委員会で資料として提出願つた、広島県賀茂郡吉川村全域の地別筆数面積比較表について一

度御説明を願いたいと思うのです。そ

うしてその御説明とともに、この吉川村全域にわたる調査の結果、現行法の地方税率による税収は、調査前のものと調査後のものとがどういう形になるかですね、お示しを願いたいと思いま

す。

○政府委員(植田俊雄君) お手元にござります資料につきまして、御説明申しあげます。

上に書いてありますのは、第一種地によります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

○政府委員(植田俊雄君) お手元にござります資料につきまして、御説明申しあげます。

上に書いてありますのは、第一種地

ござりますのが第二種地でございまして、これは墳墓地、公衆用道路、用悪水路、ため池、堤とう、保安林、こういう種類に分けております。筆数におきましては、地籍調査前と地籍調査後は六百十五筆減っております。面積におきましては五四六%でござりますが、五倍ということに相なつております。

○政府委員(植田俊雄君) その前に非常に重大な間違いをいたしましたので、御訂正をお願いいたしたいと存じます。先ほど五倍と申しましたのは段を一つ間違えました。九倍の増でござります。まことに申しわけございません。

○田中一君 おきましては、筆数におきまして百三十三、面積におきましては九〇%増に相なつております。

○田中一君 第二段で御質問のございました吉川村におきましては、筆数におきまして百三十三、面積におきましてから三十一年にわたりまして五年間で調査を終えたわけでございますが、最近この村が他の町村と合併いたしております。そういう意味におきまして、この村はこれ自体では一つの課税区域で、ならないことになつておりますので、先日申し上げましたように、この地域だけの地籍調査が終りましたが、ついで、吉川村の例から見ておられるのですか、税の増収は。

○田中一君 この吉川村の例から見て、一応広島県全部の区域の税収はどうのくらいに見ておられるのですか、税の増収は。

○政府委員(植田俊雄君) たまたま吉川村につきましては、この程度のな

川村につきましては、この程度のなわ延びが出てたわけでござりますが、広島県全域についてどう出るかということの推定がつきませんものでござりますから、その点はまだ計算いたしてございません。

○田中一君 金額で見ますならば、三万八千四百四十六円の増といふことに

なるかといふことの推定をいたしましたがござります。時間もございませんでしたので、全国平均の推定評価額をとりまして計算いたしましたと

ます。しかし、もしもこの増によります。しかしながらこの増によります。しかしながらこの増によります。しかしながらこの増によります。

○政府委員(植田俊雄君) たまたま吉川村につきましては、この程度のなわ延びが出てたわけでござりますが、広島県全域についてどう出るかといふことの推定がつきませんものでござりますから、その点はまだ計算いたしてございません。

○田中一君 金額で見ますならば、三

万八千四百四十六円の増といふことに

なります。しかしも吉川村のこの地域につきまして、固定資産税の賦課の対象になるものでございませんでしたので、全国平均の推定評

価額をとりまして計算いたしましたと

せんでしたので、吉川村の個々の土地についての評価額を聞く間もございませんでしたので、やはり相当延びておるものもある

のじゃないかと思うのです。で、こうし

たものが広島県一つとして見た場合に

も、この課税に対する政府の態度、い

わゆる自治府の態度といふものは、先

成したものから取ろうということを

言つておつたように記憶しております

道路と事実上なつておりましても、それは田畠扱いになつておりまして、あるいはそれが課税対象になつておつたかもしないと思ひます。この地籍調査をいたしました機会にその点が明確になつてきましたのと、こういうように解釈してよいかと存じております。

○西田信一君 今の御答弁によると、当然免税措置であるが、税金を払つておつたものが相当あつた、そのためには当然道路用地であつたものが田畠として課税されておつたものが相当ある、こういうことに原因するということですか。

○政府委員(植田俊雄君) 私の先ほどお書きで、税金を払つておつたとまで申しましては、あるいは言い過ぎだと思います。固定資産税を払うについては市町村が課税対象を検討するわけでござりますから、そこまではあるいは市町村で課税の場合にしんしゃくしておつたかもしけんかと存じます。従来田と畠の地目でありましたものが、公用乗用の道路とか用悪水路といふような公用のものに事實上なつておつた、これが地籍調査の際に一筆ごとに洗つて参りますと、明確になつたものが多いのではないか、こう申し上げたのでござります。

○西田信一君 こういうのがあると思うのです。土地を公用に乗用に寄付をした、寄付をしたけれども、それがそのまま田あるいは畠になつておつて、原因はむしろ私の体験するところでは寄付者側になくて、受け入れる国なり都道府県なり公共団体なり、これらがせつかく寄付したものに対し手続を怠つておるために、非常にそのままになつております。

ておる、こういうものがずいぶんあると思うのです。そういうことであるならばなずけるのですけれども、これは地目を調べたのでしよう。そうすると公衆用道路というものは道路であつて、私は六反一畝といふものが何倍に、地番のものが二十二倍になるということは常識で考えられないと思うのですが、それは地番別の集計表ではないのです。ですが、それならばこういふはかなことが起るはずはないと思うのです。

○政府委員(植田俊雄君) 公衆用道路という解釈でござりますが、これは地番が国有でありますと、県有、市町村有のそういう公物としての道路ばかりではございませんで、私有のものでございましても、それが公共用の道路として利用される、こういうものも入っております。そういう意味におきまして、若干道路法の道路とは概念が広らございます。

○西田信一君 そういう調べ方だとはればこういうことになるかもしませんが、私は公衆用道路なんといふ地目はないと思うのです。だから道路敷地あるとか、あるいは宅地であるとか、田畠、田であるとか、畑であるとかいふことであると思うのですが、この調査は、それでは長野ということではなくて、用途別にただ調べた。そうすると実際には田畠であったもの的一部が道路に使われておった、こういう資料なのです。

○政府委員(植田俊雄君) なれどびと農耕等に使つておる田、畠につきましては、そういう方ができると思ひます。第二種地につきましては、現実に調べた結果の実際の用途別に分類

●西田信一君 そうしますと、この調査では、実際に田であり、畑であったものが相当あった。しかしこれは現実には道路に使われておる、あるいは用水路に使われておるから、こっちの方で地籍がふえておる、そうすると田畑の方でそれだけ減つておるということがありますね、実際にこの表で見ると。つまり田畑といふものはもつと実際なわ延びがありますけれども、そのうち現実に道路に使われるものは、道路の方に移したり、移しかえをしておるからこの程度であるが、もつとこういうものを現実の地区別にいいますれば、もつとふえている、こういふうになるわけですね。

○政府委員(樺田俊雄君) 土地台帳に載つております面積をそのまま延ばしていくといふ考え方でございますれば、仰せの通りにならうかと思います。しかしその中から公衆用道路、用水路の道を除いて実際の農耕等に使つている田と畑だけを調べまして、お手元にござりますよう若干のなわ延べがござります。お説の通りでございます。

○田中一君 今、西田君の質問ではなたは、實際は税金を取つておるかもわからぬということを言つたけれども、その農民が、所有者がそうした申告、申告というか、異議の申し立てをしなければ、そのまま取られている例もあるやもはかりがたい。むろん固定資産税を末端の地域で取るのであるから、実際のものは見ておるのでしょうけれど

○政府委員(植田俊雄君) 従来におきましては、田と申しましても、そういうことを土地台帳に載つております。田の一部におきましては全然農耕に使えない部分もござります。で、所によりましては、大きな石が昔から田のまん中にすわっているといふ所もあるかと存じます。こういう所は調査によりまして、課税の査定に際しまして、公正にやっておられますれば、その面積は当然除いておるべきものだと考えます。そういう意味から申しまして、先ほど西田先生のお話を申しましたように、税金を払つていたとまで申しては言い過ぎだと思いましたから、訂正させていただきました。

○田中一君 ちょっとと意を抑しておきますけれども、実際に三万八千四百四十六円ですね、数字の単位の違ひはございませんね。

○政府委員(植田俊雄君) 私どもの全国平均の標準価格、また標準税率ということで計算しましたのが三万八千円でございまして、これには変りはございません。

○委員長(中山福蔵君) ちょっとと速記をやめて下さい。

[速記中止]

○委員長(中山福蔵君) 速記を起し

て。

○田中一君 料金を取る方法はもう決定しておりますか。いろいろあると思うんですが、そのうちの最後的にどういう方法で取ることになりますか。

○政府委員(町田稔君) 料金を取ります方法につきましては、料金を取る機械との関係がございまして、現在まだ具体的にはどの方法というようにきまつております。

○田中一君 この写真を見ますと、アメリカなんかではやはり機械をもつて徴収するようになっておるようあります。そらく日本には今までないわけですか。政府が指導してですね、試作をさしておるのかどうか、その点はどういう現状ですか。

○政府委員(町田稔君) 機械につきま

しては、東京都におきまして、外國の例等を模範といたしまして、各会社に

試作をさしておるようでございます。

政府におきましては直接試作をいたしません。

○田中一君 幾つぐらいの会社に試作

をさしておりますか。そしてこれは特許になるべきのです。それともそ

うでないものですか。

○説明員(小林忠雄君) これは特に政

府が指導するといふことはございませんので、会社の方で自発的に研究をいたしておるようございますが、現在

東京都の方で連絡をとつております会

社は二つばかりあるようございます

が、その中でアメリカなりドイツなり

のパートをとらないとできない部分

があるようございます。ただこれは

外國のパートをとらないとできない

ものであるか、あるいはそれに若干の

料金を取る方法はもう決定しておりますか。いろいろあると思うんですが、そのうちの最後的にどういう方法で取ることになりますか。

○田中一君 この地元の商店街等からも聞いておりますので、その点はまだ確定しておりません。

○田中一君 今二つの会社がやつておるというお話をしたが、むろんこれはこの機械を特定な業者がですね——だ

けが納入するということがあつた場合ですね、またやはりいろんな問題が起

りますね、またやはりいろんな問題が起

りますね、またやはりいろんな問題が起

りますね、やはり四軒なり五軒なり——

四軒、五軒きめても、談合はして値段を

きめるんでしようが、まあ国民からそ

ういう疑いの目をもつて見られないよ

うな方法をとつてほし、と思うんです。

○政府委員(町田稔君) 決定に当りま

しては、十分地元の意向を事実上尊重

し、聴取して参りたいと思います。決

定自体は知事が独自の判断によりまし

て申し出をするといふように法律上

なつております。

○田中一君 東京以外にはどこを考慮

されております。

○説明員(小林忠雄君) たゞいま一応

考えられますところは、東京以外につ

きましては五大市及び福岡、札幌など

が考えられるのじやないかと思いま

す。

○委員長(中山福蔵君) ほかに御質疑

はございませんか。——それでは質疑

を終局することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見の

おありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御发言もない

ようですから、討論を終局してよろ

しくござりますか。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) これより採決

を行います。

工夫をすれば、外國からそういうバテ

ントをとらなくても独自の——日本獨

自のバテントでやる余地があるよう

に思

います。

○田中一君 この地元の商店街等から

も申請されて考慮されるということに

なるのか、あるいは一方的にその都市

において認められるものなのか、その

点はどういう扱いをしようというつも

りですか。

○政府委員(町田稔君) 決定に当りま

しては、十分地元の意向を事実上尊重

し、聴取して参りたいと思います。決

定自体は知事が独自の判断によりまし

て申し出をするといふように法律上

なつております。

○田中一君 東京以外にはどこを考慮

されております。

○説明員(小林忠雄君) たゞいま一応

考えられますところは、東京以外につ

きましては五大市及び福岡、札幌など

が考えられるのじやないかと思いま

す。

○委員長(中山福蔵君) ほかに御質疑

はございませんか。——それでは質疑

を終局することに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見の

おありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御发言もない

ようですから、討論を終局してよろ

しくござりますか。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中山福蔵君) これより採決

を行います。

宿、渋谷というような都心が一応考慮

に上るのではないかと考えてお

ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中山福蔵君) 全会一致でござります。

〔賛成者挙手〕

駐車場法案を問題に供します。本案

に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕